

学校法人東京理科大学における自然災害被災学生に対する学費等減免に関する規程(抜粋)

平成 25 年 2 月 27 日

規程第 12 号

第 2 条 減免の対象者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 学生本人、受験者本人(以下「本人」という。)又は主たる家計支持者が、災害救助法適用地域に居住していること

(2) 原則として、公的機関が発行する「罹災証明書」(又はその写し)が提出できること

第 3 条 前条に規定する者のうち、被災の範囲が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の申請をすることができる。

(1) 主たる家計支持者が死亡又は高度障害を負った場合(前条第 1 項第 2 号に規定する「罹災証明書」に代え、死亡の場合は「除籍後の戸籍抄本」又は「死亡診断書」を、高度障害の場合は「診断書」を提出するものとする。)

(2) 本人又は同一生計を営む家族の居住する家屋が倒壊、焼失又は床上浸水し、その半分以上が使用不能となった場合

(3) 主たる家計支持者が自営業又は農業に従事し、工場、店舗、田畑、作物等に甚大な被害があった場合

(4) その他上記に相当する被害があると各大学が認めた場合